

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、世界一のインターネットサービス企業を目指し、グループ全体の内部統制及びリスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付け様々な施策を講じております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社クリムゾングループ	226,419,000	17.04
三木谷 浩史	176,372,000	13.28
三木谷 晴子	132,625,000	9.98
JP MORGAN CHASE BANK 380055	66,387,404	5.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	39,346,400	2.96
GIC PRIVATE LIMITED	33,743,887	2.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	31,110,300	2.34
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	23,662,000	1.78
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	22,036,500	1.66
JP MORGAN CHASE BANK 385164	19,991,600	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項がございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	16 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	16 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
草野 耕一	弁護士						○		○			
久夛良木 健	他の会社の出身者								△			
吹野 博志	他の会社の出身者											
村井 純	学者								○			
Youngme Moon	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
草野 耕一		法律事務所の代表パートナー弁護士であり、同所と当社とは役務提供等の取引関係があります。取引規模は当社事業規模に比して僅少です。	主に弁護士としての幅広い知識や経験をもとに、また企業法務の専門家として当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任しています。
久夛良木 健	○	過去(平成19年6月迄)当社の取引先であるソニー・コンピュータエンターテインメントの代表取締役として勤務していました。同所と当社とは役務提供等の取引関係がありました。取引規模は当社事業規模に比して僅少です。	主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任しています。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるお

			それがないと判断し、独立役員に指定します。
吹野 博志	○	——	主に経営コンサルタントとしての専門知識や幅広い企業経営の経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任しています。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。
村井 純	○	慶応義塾大学環境情報学部長・教授であり、同大学と当社とは役員提供等の取引関係があります。取引規模は当社事業規模に比して僅少です。	主にインターネット技術に関する学識経験者としての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任しています。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。
Youngme Moon		——	主に経営学に関する学識経験者としての専門知識や経験から当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任しています。 Zulily, IncのDirectorであり、同社と当社とは米国におけるインターネットサービス事業において競業関係にあります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の実数 更新	4 名
監査役の実数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、各取締役や内部監査部等からの職務執行状況の聴取、本店及び子会社の調査を実施しております。また、会計監査人からの監査報告を受け、計算書類及び事業報告に関して検討を行うほか、代表取締役との意見交換会を実施しております。

当社の会計監査は、新日本有限責任監査法人が監査を実施し、主要な子会社についても同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を行っております。会計監査人とは、定期的に意見交換、情報共有を行っているほか、必要に応じて内部監査結果等を共有しております。

内部監査については、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部(23名)を設置し、内部監査を実施しております。内部監査は、当社各部門及び各事業並びにグループ会社を対象としており、取締役会で承認された内部監査計画に基づき、適法性・妥当性・効率性等の観点から実施しております。内部監査の結果、必要な改善事項を指摘するとともに、改善状況のフォローアップを行い、当社各部門等の業務の適正な執行を確保するよう努めております。これらの結果は、取締役会、代表取締役社長及びコンプライアンス委員会に報告され、監査役にも報告され、監査役監査との連携も図っております。また、当社グループ会社の内部監査部門との連携を強化し、グループ全体で内部監査の実効性を高めるよう努めております。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
妹尾 良昭	他の会社の出身者							△						
山口 勝之	弁護士								○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
妹尾 良昭		当社のメインバンクの前身会社の業務執行者(使用人)として勤務しておりました。なお、当該会社の退職から約20年が経過しております。	主に金融事業、企業経営、コンプライアンス等に関する幅広い知識と経験を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役に選任しています。
山口 勝之		法律事務所のパートナー弁護士であり、同所と当社とは役務提供等の取引関係があります。取引規模は当社事業規模に比して僅少です。	主に弁護士としての専門知識や幅広い経験を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役に選任しています。
平田 竹男		日本スポーツ産業学会の理事長であり、同学会と当社とは役務提供等の取引関係があります。取引規模は当社事業規模に比して僅少です。	主にスポーツ、教育等に関する幅広い知識と経験を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役に選任しています。

独立役員の人数	3名
---------	----

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

本新株予約権の価値は当社株主に運動するものであることから、本新株予約権を付与することにより、当社の中長期的な業績を当社グループ役職員の報酬に反映させ、株主と当社グループ役職員の利益とを一致させることができ、これにより、当社グループ役職員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層喚起するとともに、優秀な人材を確保することが可能となります。このように当社グループ全体の企業価値向上を図ることを目的として、当社グループ役職員を対象とするストックオプション制度を実施しております。

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を業績連動報酬の一部として当社グループ役職員に付与することにより、当社グループ役職員が株価上昇による利益及び株価下落による不利益を株主の皆様と共有し、当社グループの業績向上及び株価上昇への貢献意欲を高めることができると考えております。

Response	Percentage
Yes	65%
No	35%

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の内容(平成26年度)
取締役(社外取締役を除く。)11名
494百万円(うち基本報酬380、ストックオプション99、賞与15百万円)
社外役員9名
126百万円(うち基本報酬119、ストックオプション7百万)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、企業業績に鑑み決定しており、取締役の報酬総額は、2015年3月27日開催の第18回定時株主総会において決議された報酬限度額(年額1,400百万円、うち社外取締役分200百万円)以内としております。また、監査役の報酬総額につきましては、2007年3月29日開催の第10回定時株主総会において決議された報酬限度額(年額120百万円)以内としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に関しては、社外取締役の経営に係る能力・見識が存分に発揮されることを期待し、社外取締役に對し事前に取締役会資料を提供しております。また、社外監査役に対しても、同様に事前に取締役会資料の提供を行っております。
また当社では、社外監査役を含めた全監査役の監査に係る職務を補助するための専任の組織として監査役室を設置し、専従の使用人を配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、監査役会設置会社であり、全員が社外監査役によって構成される監査役会により経営の監督を行うとともに、2003年3月から経営の監督と執行の分離を進めるため、執行役員制を導入し、それまで取締役会が担ってきた機能を区分し、取締役会は「経営の意思決定及び監督機能」を担い、執行役員が「業務執行機能」を担うこといたしました。
また、2012年4月に、執行役員の管掌範囲の見直しによる業務執行の迅速化を図るとともに、全事業を横断的に管理するコーポレート機能によるグループ横断的な内部統制の強化を推進しております。

1. 取締役・取締役会・執行役員等

取締役会については、社外取締役5名を含む取締役16名で構成されており、取締役の員数は定款にて16名以内と定めております。取締役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について意思決定するとともに、各執行役員の業務執行を監督しております。なお、執行役員は、代表取締役から業務執行の命令を受け、会社が定めた職務権限内において業務執行を行うこととしております。また、企業価値向上のため、投資等の新規に資金投下を要する案件等については、社外取締役を含むメンバーで構成される投融资委員会において、案件の取り進めの可否を事前審議しており、その審議結果については、取締役会に報告することとしております。
このほか、執行役員が出席する予算会議において、主要な事業の業績進捗状況が週次で共有され、また、事業毎に開催される経営会議及び人事、財務・経理、法務等のコーポレート機能毎に開催される経営会議において、各事業の適正で効率的な業務遂行とグループ横断的な管理の徹底を図っております。

2. 監査役・監査役会

当社の監査役は3名で、その全員が社外監査役(うち常勤監査役1名)であります。

監査役会のもとには監査役室(3名)を設置し、監査役の職務を補助しております。監査役会は、定期的に定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、各取締役や内部監査部等からの職務執行状況の聴取、本店及び子会社の調査を実施しております。また、会計監査人からの監査報告を受け、計算書類及び事業報告に関して検討を行うほか、代表取締役との意見交換会を実施しております。

3. 会計監査

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりです。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

指定有限責任社員 業務執行社員 瀧澤 徳也

指定有限責任社員 業務執行社員 西田 裕志

指定有限責任社員 業務執行社員 高木 健治

※継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 25名 その他 42名

4. 内部監査

代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部(23名)を設置し、内部監査を実施しております。内部監査は、当社各部門及び各事業並びにグループ会社を対象としており、取締役会で承認された内部監査計画に基づき、適法性・妥当性・効率性等の観点から実施しております。内部監査の結果、必要な改善事項を指摘するとともに、改善状況のフォローアップを行い、当社各部門等の業務の適正な執行を確保するよう努めております。これらの結果は、取締役会、代表取締役社長及びコンプライアンス委員会に報告され、監査役にも報告され、監査役監査との連携も図っております。また、当社グループ会社の内部監査部門との連携を強化し、グループ全体で内部監査の実効性を高めるよう努めております。会計監査人とは、定期的に意見交換、情報共有を行っているほか、必要に応じて内部監査結果等を共有しております。

5. 社外取締役・社外監査役

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針を設けておりませんが、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することとしており、専門的かつ客観的な視点から、取締役会の業務執行に関する監視機能を強化するとともに、取締役会における多角的な議論を可能とすることで、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効性を高める機能を有しているものと考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2. のとおり、取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底し、これらに各1名弁護士を起用することにより、専門的かつ客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3営業日前でのタイミングで発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、3月に株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイト及び「議決権電子行使プラットフォーム」において、英文の招集通知を掲載しております。
その他	株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告を行うなど、株主総会の活性化のための取組を実施しております。また、株主総会で使用したVTRを当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎にアナリスト・機関投資家等向けに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて、四半期決算開示と共に、決算説明会資料、説明会の動画配信等の開示を行っております。また、海外投資家向けに、英文での資料開示も行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部財務企画課においてIR専任者を6名設置しております。	
その他	IR活動においては、ステークホルダーの当社経営状況に関する理解の促進を図ることにより、企業価値の更なる向上に資することを目的に取り組んでおります。 機関投資家・アナリストとのミーティングを積極的に実施しており、投資判断に必要な情報を提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「楽天グループ企業倫理憲章」によってステークホルダーに対する当社の倫理基準を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR推進課が中心となり、災害復興支援、環境保全活動、IT学校等の活動を行っております。また、「社会的責任CSRサイト」を開設し、当社のCSR経営に対する考え方や活動内容を紹介しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性を高めるため、四半期業績開示を上場来実施しております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 **更新**

当社は、取締役会において内部統制基本方針を制定し、法令遵守はもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組む旨を宣言しております。取締役及び使用人の職務執行については、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部による業務監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会によりグループ横断的にコンプライアンスに対する取組を進め、適正な職務執行を徹底しております。また、すべての取締役及び使用人に対して、グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、内部通報相談窓口である「楽天ホットライン」を設置しております。さらに、内部通報相談窓口の運用状況及び内部監査部が監査等を通じて把握したコンプライアンス関連事項については、適宜コンプライアンス委員会に報告しております。

取締役及び使用人の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底し、これらに各1名弁護士を起用することにより、専門的かつ客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っております。

また、グループ全体での一体経営の推進を図るため、グループ会社を含めた統一的な規程である「楽天グループ規程(RGR)」の整備及び拡充を進めており、更なる成長に向けてより一層のコーポレート・ガバナンスの強化を推進しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 **更新**

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「楽天グループ企業倫理憲章」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当な要求に対しては断固として社会的正義を貫くことを定めております。また、「楽天グループ反社会的勢力対応細則」において、反社会的勢力への対応方法等を詳細に定め、社内及びグループ会社への周知徹底と体制の整備を進めております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署を組織運営部と定め、組織運営部長を反社会的勢力対応総括責任者に任命しております。また、必要に応じて各事業及び支社等に、反社会的勢力対応責任者及び同対応担当者を置き、反社会的勢力への適切な対応を行う体制を整備しております。

2) 外部の専門機関との連携状況

警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と日頃から連絡を取り、連携を深める他、「特殊暴力防止対策連絡協議会」に加盟し、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において、反社会的勢力への対応に資する情報を日頃から収集・管理し、反社会的勢力対応責任者及び同対応担当者に共有しております。

4) 対応マニュアルの整備状況

「楽天グループ反社会的勢力対応細則」及び対応要領を制定し、反社会的勢力への対応の原則や具体的な対応方法等を、社内及びグループ会社に対して周知徹底しております。

5) 研修活動の実施状況

社内において反社会的勢力に関する情報を共有するほか、反社会的勢力対応責任者及び同対応担当者の反社会的勢力への対応能力を向上させるため、定期的に対応要領に関する教育を実施することを定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1.適時開示に対する基本方針

当社グループは、会社情報の開示に当たり、適時開示等規則その他の関連諸法令・諸規則に従い、上場会社として株主及び投資家に対して適時適切な情報を開示することに加え、社会的存在である企業として、取引先、顧客、ユーザー、従業員等の全てのステークホルダーに対して公平に情報を開示し、透明性・信頼性の高い情報開示体制を構築することを通じて、企業価値の向上に努めることを基本方針としております。

2.適時開示業務を執行する体制

会社情報の適時開示については、これに関するグループ規程（RGR）を定め、グループ各社に周知徹底させることにより、迅速かつ適切な運営に努めております。具体的には、開示対象事実となり得る事象の発生又は組織決定の可能性が把握された場合、情報開示担当役員の指揮の下、財務部等が中心となり、情報の収集、整理等を各事業経営会議と共に行い、速やかに開示を行っております。（体制イメージについては、参考資料の「適時開示体制の模式図」を参照下さい。）

3.リスク管理体制

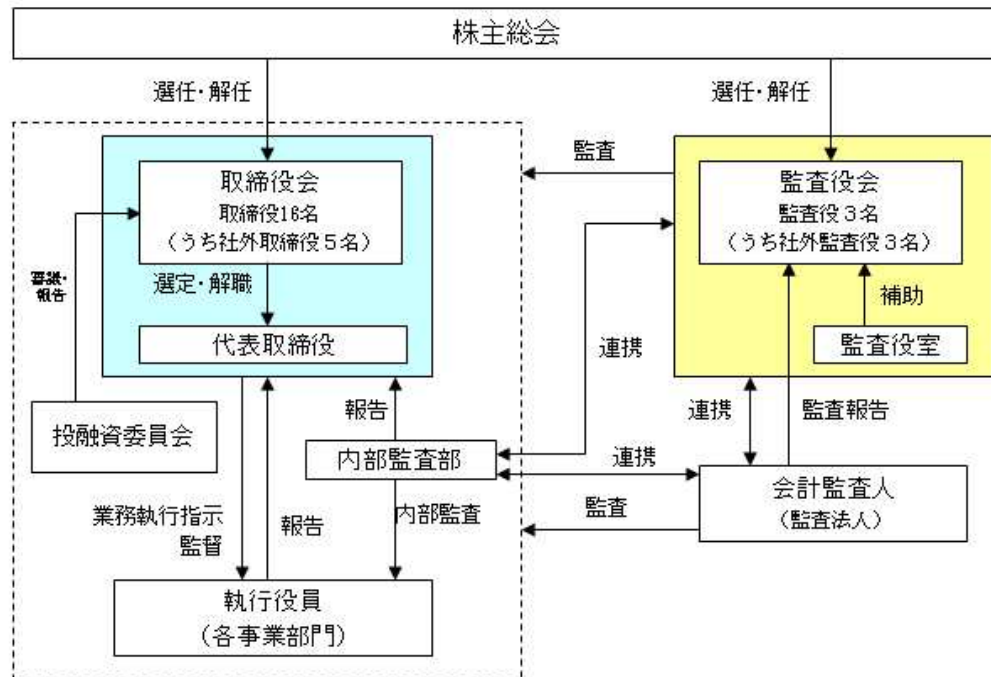
当社では、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを一元的に把握し、適切に対処するための組織として、代表取締役社長を委員長とするグループリスク管理委員会を設置しております。グループリスク管理委員会の下では、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、災害紛争事故リスク等10のリスク種別においてリスク主管部署を定め、リスク管理を行っております。なお、リスクの横断的管理部署であるガバナンス・リスク・コンプライアンス部及びリスク主管部署が、リスクに対する方針を立案し、当該方針に基づき各事業・グループ会社において実際に対策が行われる仕組みとなっております。

各事業は、「楽天グループ規程（RGR）」に基づき、事業毎に開催される経営会議等において事業遂行上のリスクに関する報告を行うとともに、ガバナンス・リスク・コンプライアンス部が定期的実施するリスクアセスメント等を通じたリスクの洗い出しも行っており、これらにより一元的なリスク情報の集約及びリスク管理の徹底を図っております。各グループ会社においては、金融事業などにおいて独自にリスク管理体制を整備しPDCAサイクルを確立しており、グループ横断的なリスク以外の各社固有のリスクにも対応しております。

このほか、情報セキュリティ・情報システムに関するリスクについては、開発部門においても対策を実施し、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証の取得等を通じてグループ全体として当該リスクの極小化を図っております。

また、自然災害等が発生した場合のリスクに対しては、事業継続計画の策定等有事の際の対応策検討と準備を推進しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

